

# 原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための農林水産業再生プラン

平成24年9月4日  
復興庁  
農林水産省  
環境省

## 1. はじめに

福島県は、東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた結果、被災者の方々は、健康、仕事、暮らしなど、あらゆる面で深刻な状況に置かれている。

国の避難指示等により避難を余儀なくされた地域においては、人々の生活や経済活動が中断されてすでに1年以上が経過しており、避難指示が解除される地域へ住民が帰還するためには、生活環境の回復、産業の再生、雇用の確保が重要な課題である。特に、農林水産業を営んでいた方々にとっては、帰還して営農等を再開できる環境を整えることが極めて重要である。

地域に根差した農林水産業の再生のためには、過疎地域や中山間地域を含む地域の活力低下などにも配慮しつつ、地域の実情に応じた取組方針の下に、地元自治体、農業関係者等が行う事業再開に向けた取組を国がきめ細かくサポートし、事業に携わる方々が自信を持って食材等を提供できる環境を整える必要がある。

このため、この農林水産業再生プランを策定し、避難地域の自治体に対して、農林水産業再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニューを提示する。

なお、本プランは、現時点において想定される営農等の再開に向けた手順、対策等についてまとめたものであるが、今後の住民の帰還や、営農等の再開の進展等に応じて、必要な対策を講じることとする。

また、避難地域における農林水産業の再生に向けた取組の前提として、原子力災害による被害を受けた農林漁業者等への賠償が東京電力株式会社により迅速かつ適切になされるよう、今後とも、政府全体として万全を期するものとする。

## 2. 基本的な考え方

原子力災害により避難を余儀なくされた農業者等が、避難指示解除やインフラ復旧に伴い、円滑に帰還し、地域の農林水産業の復興・再生に向けて希望を持って取り組むことができるよう、

- (1) 農用地等の除染を行い、また、電気、ガス、水道、道路などの生活インフラの復旧とあわせて農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を行い、
- (2) 農林漁業者の帰還とあわせて、営農等の再開に向けて、農地、施設等の補修、廃棄物処理、試験栽培の実施などの条件整備等を推進。

## 3. 避難区域の震災以前の農林水産業の状況

避難区域を含む12市町村全体に係る農林水産業の状況は次のとおりである。

・ 耕地面積：26,438ha（うち田面積17,833ha）

出典）平成22年耕地及び作付面積統計

・ 林野面積：142,601ha

出典）2010年農林業センサス

・ 経営体数：12,828経営体

（うち農業経営体11,608、うち林業経営体1,079、  
うち漁業経営体141）

出典）2010年農林業センサス、2008年漁業センサス

・ 農業産出額：3,913千万円

（うち米1,269千万円、うち野菜520千万円、  
うち果実67千万円、うち花卉64千万円、  
うち畜産1,630千万円）

出典）平成18年生産農業所得統計

・ 林業産出額：1,301千万円（福島県全体）

（うち木材生産825千万円、うち栽培きのこ類生産457千万円）

出典）平成21年生産林業所得統計

・ 漁業・養殖業生産額：1,871千万円（福島県）

出典）平成22年漁業・養殖業生産統計年報

・ 漁業・養殖業生産量：3,931トン（12市町村合計）

出典）平成22年漁業・養殖業生産統計年報

## 4. 具体的な取組

### 1. 農用地等の除染

#### (特別地域内除染実施計画等に基づく除染の実施)

- 除染については、国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施する。農用地については、関係機関と連携して、その特性を踏まえた除染等の措置の方法等について検討した上で、除染等の措置を実施する。
- 農用地等の除染は、空間線量及び土壌中の放射性物質濃度等の地域の状況に応じ、表1を参考に適切な手法を用いて実施する。その際、農業生産を再開できる条件を回復させるという点に配慮して除染を実施する。また、除去土壌等の減容化を行うなど、除去土壌等の発生の抑制に配慮する。農用地だけでなく、水路や畜舎などの施設についても上記計画に従って除染を行う。
- 森林の除染については、まずは人の健康の保護の観点から住居等近隣を最優先に行うこととし、住居近隣以外の森林の除染の在り方については、蓄積されつつある技術的知見を踏まえ、今後検討していく。また、林業機械を活用した安全で効率的な除染手法や放射性物質の拡散防止のための技術の開発を進める。

#### (除染活動における地域の雇用への配慮)

- 除染特別地域における除染等の措置の実施に当たっては、地域の住民の雇用に配慮することとする。

#### [これまでの取組状況]

- ・ 昨年度、福島県飯舘村や川俣町等での実証試験を行い、その結果に基づき、農地の種類や土壌中の放射性物質濃度に応じた、表土の削り取りや反転耕、水による土壌攪拌・除去等の除染方法を提示。  
また、これまでに開発された農地除染技術を工事实施レベルで実証し、現地で適用可能な対策工法として確立することに取り組んでいるところ。

土壌の放射性セシウム濃度	畑	水田
5,000 Bq/kg	農作物への移行を可能な限り低減する観点、また、空間線量率を下げる観点から、必要に応じて○反転耕、○移行低減栽培技術を適用。	
5,000 Bq/kg ～ 10,000 Bq/kg	地下水位	
	低い場合(数値は検討) ●表土削り取り ○反転耕	高い場合(数値は検討) ●表土削り取り
10,000 Bq/kg ～ 25,000 Bq/kg	土壌診断・地下水位	
	低地土 ●表土削り取り ●水による土壌攪拌・除去 ○反転耕(耕盤が壊れる)	低地土以外 ●表土削り取り ●水による土壌攪拌・除去(低地土より効果低) ○反転耕(耕盤が壊れる)(地下水位が低い場合のみ適用)
25,000 Bq/kg	●表土削り取り	●表土削り取り
25,000 Bq/kg	●表土削り取り 5cm以上の厚さで削り取り。 ただし、高線量下での作業技術の検討が必要。 (例えば土ぼこりの飛散防止のための固化剤の使用)	●表土削り取り 5cm以上の厚さで削り取り。 ただし、高線量下での作業技術の検討が必要。 (例えば土ぼこりの飛散防止のための固化剤の使用)

注) ●は廃棄土壌が出る手法、○は出ない手法。

表 1

## 2. 農地、農業用施設等の復旧

- 営農再開に向けては、農地、農業用施設の復旧や農地の地力回復を含めた生産基盤の整備が重要となる。
- 農地、農業用施設の復旧については、基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、それ以外の農業用施設及び農地は県や市町村による災害復旧事業が迅速に進むよう支援を行う。
- 大柿ダムについては、南相馬市、浪江町及び双葉町の営農再開に必要な農業用水の水源施設であり、防火用水や環境用水としての利用など地域の安全・安心な生活環境にも寄与する施設であることから、地元自治体と連携を図りつつ、早期復旧に向けて取り組む。

[大柿ダムのこれまでの取組状況等]

- ・ 堤体の被災状況を定量的に把握するためH24年1月から測量等を実施。
- ・ H24年度は堤体の掘削調査等を実施し、復旧工法について専門家の助言を得たうえで、早期に復旧工事に着手する予定。また、ダム管理棟など作業員が主に利用する施設等の除染を進める予定。
- ・ 環境省の公共用水域調査に加え、農水省もダム復旧に向けて水質・底質の放射性物質調査を実施中。
  - ① 水質は台風後の濁水状態であった1回目(27Bq/L)を除き検出下限値(1Bq/L程度)未滿
  - ② 底質は直近で7~26万Bq/kg
- ・ 今後、継続して水質調査を実施し、ダムからの適切な取水方法等を検討する予定。底質については、ダム復旧工事において詳細な調査を行い対応方針を検討する予定。

○ 海岸防災林の復旧・再生や治山施設の整備等を進める。また、林道等の復旧については、県や市町村等による災害復旧が迅速に進むよう支援を行う。

○ また、立入りが制限される間の、農地や農業用施設等の適切な管理のために必要な措置を講ずることとする。

[これまでの取組状況]

- ・ 排水機場：復旧工事中1か所(南相馬市)、  
調査実施中10か所(南相馬市、浪江町、楢葉町)
- ・ 農地海岸：応急対策済3か所(南相馬市、浪江町)、  
実施中3か所(南相馬市、楢葉町)
- ・ 集落排水施設：復旧工事中1か所(川内村)、  
応急復旧済2か所(飯舘村)  
調査済3か所(富岡町、大熊町、浪江町)
- ・ 国営請戸川地区大柿ダム等：ダム堤体調査実施中(浪江町)

**3. 農業生産基盤整備の推進**

- 農業の復興及び再生のための農業生産基盤整備を推進する。
- 基幹的な道路に連結する農道や集落道についても、主要交通網が分断されている状況において、農業生産の復興や地域の復興に不可欠であることから、生産基盤整備の中で一体的に整備

を進める。

- また、除染と一体的にほ場整備等生産基盤整備を行うことが効率的・効果的である場合には、そうした取組を進める。
- ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設は、防火用水や環境用水としての利用など地域の安全・安心な生活環境にも寄与する施設であることから、当該施設の機能を回復するための施策、具体的には施設の点検、清掃、軽微な修理および修繕などの支援を行うとともに、施設の耐震化を図る。

#### 4. 農業に係る環境モニタリング等

- 上記の取組に加え、農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施等により、検査結果を随時情報発信し、国民の理解を得る。
- ダム、ため池や用排水路等の堆積土砂について、放射性物質が含まれる場合には、豪雨の際の堆積土砂の流出防止等の対策や、農業用水の水源が避難指示解除準備区域として指定されていない区域にある場合でも受益農地が避難解除等区域となった場合は、農業水利施設の放射性物質の測定を行う。

##### [これまでの取組状況]

- ・ 農地土壌の放射性物質濃度マップについて  
農地土壌の放射性物質濃度について、平成23年8月30日に福島県を含む6県・約580地点の分析値及びそれを基に作成した分布図を公表。  
さらに、平成24年3月23日に対象範囲・調査地点数をそれぞれ15都県・約3,400（うち、警戒区域等内355）地点に拡大し、分析値及びそれを基に作成した分布図を公表。
- ・ 農業用水のモニタリングについて  
農業用水については、その水源である福島県内の河川、ダム、ため池等の公共用水域の水質から放射性セシウムは現在ほとんどが検出下限値（1Bq/L程度）未満（底質からは放射性セシウムを検出）。  
また加えて、福島県の中通り、浜通り地域（警戒区域・計画的避難区域を除く）におけるため池の放射性物質調査でも、その水質からは、ほとんどで放射性セシウムは検出下限値（1Bq/L程度）未満（底質からは検出）。

## 5. 地域の農業再生に向けた計画づくり

### (地域の関係者による話し合い)

- 避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討し、具体的な計画を策定する。
- 被害状況等の地域の実状に応じて、これまでの農業生産を回復するために必要な取組、新たな作物や生産方式など先進的な農業生産の展開、地域資源を活用した新事業の創出など、農業の再生に向けて地域として検討する。国は、県と連携して、地域の検討をきめ細かくサポートする。

## 6. 営農再開に向けた条件整備

(国が協力して主に地方自治体・農家等が実施)

### (営農再開に向けた地域の取組の推進)

- 農家の帰還及び通常の作業が可能となった段階で、営農再開に向けて、除草、地力増進作物の作付、土壌調整(土壌改良資材・堆肥の投入)、水路・農道等の補修など、地域での取組を推進する。

### (農業系廃棄物の処分)

- 震災時に地域に存在していた飼料、堆肥等の特定廃棄物については、農業が再開できるよう、国が処分する。

### (生産者等による施設、機械等の補修・整備)

- 避難により長期間使用しなかった生産関連施設、機械等の補修・整備については、生産者や生産者団体により実施し、こうした営農再開に向けた追加的な経費は円滑に賠償が受けられるよう進める。

### (試験栽培の実施)

- 農用地等の除染の進捗に合わせて、稲等の試験栽培を実施し、基準値以下の米等が実際に生産できることを実証する。試験栽培の結果に基づき、稲の作付制限の解除等も進める。

[これまでの取組状況]

- ・ 双葉地域周辺でも、広野町、川内村、南相馬市、田村市などでは、25年産以降の再開に向けて、24年産稲の試験栽培を実施中。

(施設、機械等の整備等に対する支援)

- 植物工場等施設園芸などの新たな取組を含む、農業の復興・再生に向けた農業・加工用施設及び農業用機械の整備等を支援する。

[支援内容等]

- ・ 経営体育成支援事業
- ・ 被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）
- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- ・ 6次産業化推進整備事業
- ・ 日本政策金融公庫資金等

## 7. 食品の検査の実施と情報の提供

- 営農再開後は、検査機器の導入や検査の円滑な実施などの体制整備を図り、地域で生産される農林水産物等の放射性物質検査を適切に実施できるようにする。その検査結果を分かりやすく提供し、農林水産物の安全性についての理解を醸成するよう努める。

[これまでの取組状況]

- ・ 「福島県原子力被害応急対策基金」の造成を補助し、米の全量検査など、農林水産物、食品等の検査体制の確立のための検査機器の整備ができるように措置。
- ・ このほか、安全な農林水産物の安定的な供給のための農林水産物の検査が生産・出荷段階で円滑に実施されるよう、福島県における検査計画の策定や機器整備等を支援。
- ・ 消費者や食品製造・流通業者に対して、食品中の放射性物質対策に関する説明会を23年度から引き続き実施中。

## 8. 風評被害対策

- 「食べて応援しよう！」の取組と連携の下、東日本大震災の被災地及びその周辺地域で生産・製造されている農林水産物、食品等について、販売促進フェアを開催するとともに、社内食堂・飲食店などで積極的に利用してもらうよう、業界団体等に働きかけを行う。
- 消費者の信頼確保に向けて検査結果の情報開示の徹底を行う。その際、風評被害を払拭する観点からも海外も対象に発信することが重要であることから、これを推進する。

[これまでの取組状況]

- ・ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、実施主体と連携した取組は被災地産食品フェア等236件（7月31日現在）

## 9. 林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- 森林の公益的機能の発揮及び被災地の復興を図る観点から、現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者等による間伐等の森林整備を推進する。また、国有林においても、計画的な森林整備等を推進する。
- 林業の活性化、雇用の創出、エネルギーの安定供給等のため、木質系震災廃棄物、木材加工時に発生するバーク、未利用間伐材等を有効に活用できる木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を行う。
- きのこと生産者が生産を継続できるよう、安全な原木の供給量を増加させる取組を進めるとともに、原木の購入や防除施設等の整備への支援を行う。また、産地の再生のため、きのこと原木等の放射性物質の継続的な調査、安全性証明システムの検討、放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及等を行う。

[これまでの取組状況]

- ・ 福島県内の既存の木質バイオマス専焼発電施設については、白河市（1万1千kw、使用燃料10万トン）及び会津若松市（5千kw、使用燃料6万トン）において整備。
- ・ 復興交付金を活用し、南相馬市及び川内村において、木質バイオマス発電施設の整備に向けて実現可能性調査を実施。

## 10. 漁業の再開に向けた検討

(国が協力して主に地方自治体・漁協等が実施)

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能か検討する(現在、相馬地区の漁業者を中心に試験操業が進められているところ)。
- 漁業の再開に向け、地域で生産される水産物の放射性物質検査が適切に実施されるよう、検査機器の導入や検査の円滑な実施などの体制整備を図るとともに、検査結果を消費者等に分かりやすく提供し、水産物の安全性について正しく理解が得られるよう努める。
- 漁場に堆積しているがれき等の回収処理が進むよう支援を行う。また、現在、警戒区域となっている漁場についても、警戒区域が解除され次第、同様に支援を行う。

## 11. 区域外での事業再開等

- 被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、都道府県、農業関係団体等の協力の下、農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する受入情報の提供、耕作放棄地を再生し営農活動を再開するまでの取組への支援等、営農の再開に向けた支援を行う。